

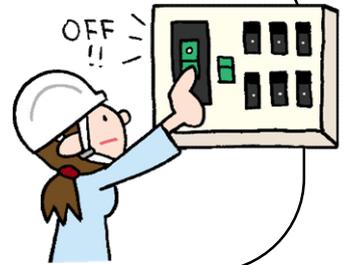
白浜町感震ブレーカー等設置事業補助金

大規模地震時に住宅の電気火災による被害の軽減のため、感震ブレーカー等を新たに購入し、設置される方に対して補助金を交付します。

1 補助制度の対象となる方

- ・ 町内に住宅を有し又は居住している方で感震ブレーカーを設置しようとする方
- ・ 町内に住宅を新築するにあたり、感震ブレーカーを設置しようとする方

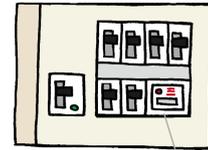
※ 町税等の滞納がない方が対象です。



2 感震ブレーカー等の種類

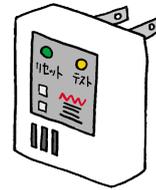
- **分電盤タイプ（内蔵型）**
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。
※電気工事が必要
- **分電盤タイプ（後付型）**
分電盤に感震機能を外付けするタイプでセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。
※漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能
※電気工事が必要
- **コンセントタイプ**
コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。
（埋込型）壁面などに取り付けて使うもの
※電気工事が必要
（タップ型）既存のコンセントに差し込んで使うもの
※電気工事は不要
- **簡易タイプ**
ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。
※ホームセンターや家電量販店で購入可能（電気工事不要）

分電盤タイプ
（内蔵型）

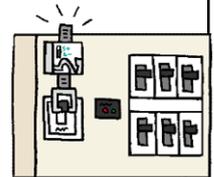
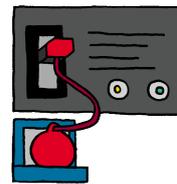


感震センサー

コンセントタイプ
（タップ型）



簡易タイプ



3 補助額

感震ブレーカー等の購入、取り付けにかかる費用（工事費）の2分の1（上限1万円）

※10円未満の端数は切り捨て。

※補助は1の住宅につき1回限りとなります（アパート等にお住まいの方は1世帯につき1回限りとなります）。

※感震ブレーカー等は一般社団法人日本配線システム工業会において感震機能付住宅用分電盤認定品として認定されたもの、もしくは一般財団法人日本消防設備安全センターにおいて消防防災製品等推奨品として推奨されたものが補助対象となります。

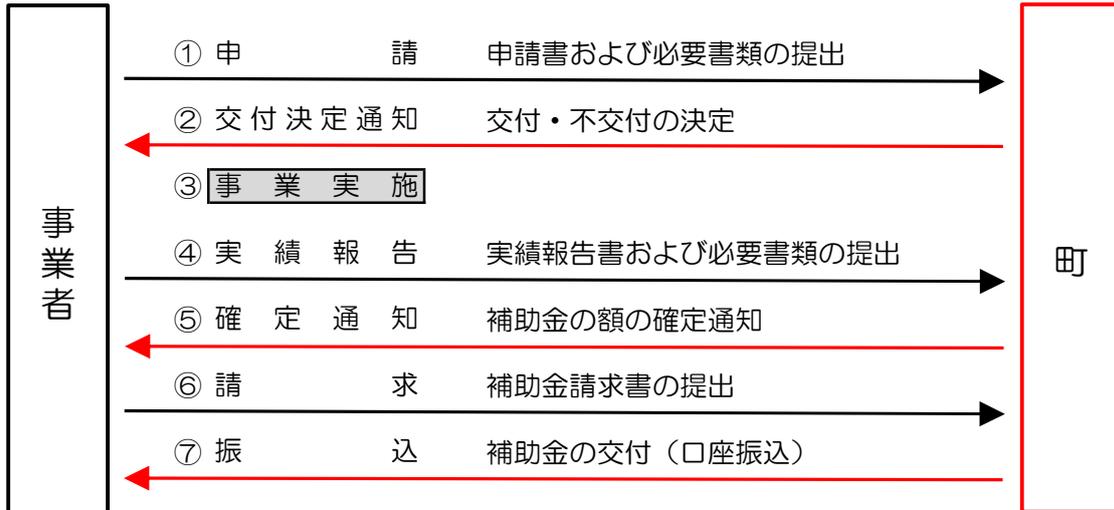
認定品
マーク
（見本）



推奨品
マーク
（見本）



4 申請から補助金交付までの流れ



※交付決定前に着工した場合、補助の対象外となります。
 ※事業内容に変更が生じる場合は、変更手続きが必要です。

5 必要書類

【事業申請時】

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー等設置事業補助金交付申請書兼同意書 ・感震ブレーカー等の購入や取り付けにかかる見積書または補助の対象となる経費が記載された書類（詳細がわかるもの）の写し ・設置しようとする感震ブレーカー等の仕様（種類）が分かる書類（カタログ等） ・工事等の場合、工事開始前の分電盤等の現況写真 <p style="text-align: right;">など</p>
------	--

書類提出後審査を開始し、審査が完了となりましたら、ご自宅に「感震ブレーカー等設置事業補助金交付決定通知書」を郵送いたします。

交付決定通知書が届きましたら、購入や工事を開始してください。

【事業完了後】

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・感震ブレーカー等設置事業補助金実績報告書 ・設置完了後の現況写真等 ※購入のみの写真ではなく、取り付けた状態での写真 ・購入や取り付けにかかる金額が記載された領収書、明細書等の写しまたは補助対象経費の支払いを証する書類 ※感震ブレーカー等購入、取り付けに要した費用だとわかるような書類（工事の内訳が記載された請求書の写しなど）
------	--

書類提出後審査を開始し、審査が完了となりましたら、ご自宅に「感震ブレーカー等設置事業補助金交付額確定通知書」を郵送いたします。

交付額確定通知書が届きましたら、「感震ブレーカー等設置事業補助金交付請求書」を提出していただきまして、補助金のお支払いとなります。

申し込み締切：申請年度の1月末
 実績報告締切：申請年度の2月末

【お問い合わせ先】 白浜町1600番地
 白浜町役場 地域防災課（43-5570）